障がい者制度改革推進会議等における議論について

障がい者制度改革推進会議においては、補装具・日常生活用具について議論はされていない。

総合福祉部会においても、昨年の論点に関する委員意見が主なものである。

○ 総合福祉法の論点に対する意見

総合福祉部会第6回(平成22年8月31日)資料1-2の抜粋 「「障害者総合福祉法」(仮称)の論点に関する現在の制度の状況等について」より

【荒井委員】

補装具の種目、基準価格等を実情に合うよう見直すべき

【石橋委員】

- ・ 補装具の内容の見直しと年齢と体格でサイズを変更する際の補助制度。
- ・ 補そう具・日常生活用具は、日進月歩で開発されている。 開発品を臨機に使用できるシステムが必要です。

【氏田委員】

身体障害のある人のみならず、知的障害、発達障害、精神障害などの障害特性に 応じた教育用具なども日常生活用具の給付対象とすべきと考える。

【大久保委員】

パーソナルコンピュータにおけるコミュニケーションツールや例えば「コミュニケーションボード」や「トーキングエイド」などは、<u>知的障害のある人たちにとっても活用できる日常生活用</u>具として考えられる。

【君塚委員】

日常生活給付事業の支給基準について、市町村で定めるのではなく、国あるいは 県で定める方が良い。児における年齢制限は撤廃すべきである。

そして

- 1、レンタル制の導入などを可能なものから進める。
- 2、<u>座位保持装置や車いす、電動車いすなどの交付や複数交付などを生活実態に応</u>じて柔軟な対応ができるようにする

- 3、車載用座位保持装置など生活様式の時代的な変化に応じて交付内容をスムーズ にできる国のシステムが求められる
- 4、<u>適応や適合の判断が適切に可能な人材の養成が必要である。</u> 18 歳未満の場合、福祉が担うべき経費が作成現場に肩代わりさせている。

【倉田委員】

自立支援法により、補装具・日常生活用具の品目の組み換えが行われたが、ストマ装具、人工喉頭については、位置づけを補装具に戻すべきである。

【齋藤委員】

補装具と日常生活用具の事業の一体化をはかると共に、より最新の先端的な機器 を認めていけるように、必要な機器の対象を拡げていけるようなシステムをつくる。

【佐野委員】

現行制度の谷間にある、軽度・中等度難聴者に対しての国際基準に基づく補装具 (補聴器)の購入補助給付を実施すべきである。特に児童・生徒に対する支援は、将 来の人材育成の観点からも重要なことであるから、実施すべきである。

【田中(伸)委員】

支給対象用具の認定については、少なくとも年1回程度の改定作業を行うべきである。

【中西委員】

補装具や日常生活用具は、障害者の日常生活に不可欠なものであり、障害者に自 己負担を求めることは根本的に間違えている。全額制度で保障すべきである。

【西滝委員】

| 補装具は障害を補てんするものであり、本人負担はなじまない。自己負担金は全 | 廃すべきである。

【野原委員】

内部障害、慢性疾患の場合にも、電動車いすなどを利用することで体力の消耗を 防ぎ、障害の進行・重症化を防ぐことは必要であり、そういう場合にも補装具、日 常生活用具が給付できるようにすべき。

【東川委員】

高次脳機能障害者に必要なメモリーアシスト、トーキングエイドなども障害を補 う必要な道具として認められるべきである。

【福井委員】

障害当事者も入れた検討会議を、設置すべきである。

【藤岡委員】

日常生活用具支援も補装具と同じく、個別給付とされるべき。

【三浦委員】

必要な補装具・日常生活用具が活用できるように費用負担の在り方、支給のあり方、また、給付対象となる補装具等の種類の柔軟な追加等の方法について検討されるべきである。

【光增委員】

介護保険制度優先の見直しが必要。

【森委員】

早急に、現行の補装具・日常生活用具に区分するあり方を抜本的に見直す必要が ある。

○ 総合福祉部会の作業チーム報告書について

平成 23 年 1 月 25 日 総合福祉部会資料

部会作業チーム(施策体系~地域生活支援事業の見直しと自治体の役割)報告書より

6. 補装具と日常生活用具のあり方について

(論点 D-1-7)

結論

日常生活用具給付等事業は補装具と同様に個別給付自立支援給付とすべきである。

平成23年6月23日総合福祉部会資料

「利用者負担」部会作業チーム報告書より (※ 下線は当職が加えた)

- 4. 自立支援法ならびに応益負担廃止後の負担のあり方
- (1) 結論

障害に伴う必要な支援は無料とすべきである。その際、障害に伴う必要な支援とは、 主に以下の6つの分野に整理することができる。

- [1]相談や制度利用のための支援
- [2]コミュニケーションのための支援
- [3]日常生活を送るための支援や補装具の支給
- [4]社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)
- [5]労働・雇用の支援
- [6]医療・リハビリテーションの支援
- (2) 説明

(略)

[3]の日常生活を送るための支援では、食事の再調理のためのとろみ剤や栄養ゼリー、特殊ミキサー等加工設備、再調理の人件費、特別な食器・器具など、また紙おむつ・尿パットなどの排泄介助に必要な消耗品等は、日常生活用具に含め、無料とすべきである。また、身体機能の障害を軽減するための義肢・補装具や、障害に配慮した住宅改修工事等についても公的な支援とし、無料とすべきである。

(略)